

特定商取引法に基づく表示 (SUBARU サブスクリプション)

役務提供事業者の名称	スバルファイナンス株式会社
役務提供事業者の所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-19-15 (ウノサワ東急ビル 2F)
役務提供事業者の電話番号	0120-386-506
業務責任者	取締役 営業企画部長 五藤直樹
商品・役務の対価	<ul style="list-style-type: none">リース契約のリース料は、対象車両・グレード・付属品等により異なります。車種ごとのリース料金プランは下記ページをご覧ください。 利用料表 (https://ec.subaru.jp/subscription/lineup/search/)
商品・役務の支払い時期、方法	<ul style="list-style-type: none">リース契約成立後、リース車両の使用者変更登録日をリース契約開始日とし、初回のお支払いは当該変更登録日の翌々月となります。リース料は毎月 5 日にお客様ご指定の金融機関から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、振替口座設定の都合により初回のお引落とし額は 2 か月分合算となります。
商品・役務の提供時期	<ul style="list-style-type: none">お客様は、当社からリース契約の申込みを承諾する旨の通知を受領した日から 3 日以内に、当社に契約内容を確認・承諾した旨の返信を行います。当該お客様からの返信が当社に到達した時点で契約が成立します。契約成立後、当社はおお客様ご指定のスバル販売店（担当特約店）を介して使用者変更登録（変更登録）に必要な書類をお客様に送付します。リース車両の納車時期については、変更登録に必要な書類を担当特約店に提出頂いた後、変更登録が完了する時期に担当特約店からご連絡します。ここで確定する期日をリース車両の引渡時期とします。リース車両は、担当特約店の店頭で納車します。
申込みの有効期限、キャンセル等	<ul style="list-style-type: none">リース契約の成立前であれば、申込キャンセルが可能です。この場合キャンセル料はかかりません。
商品・役務の対価以外にお客様が負担すべき金銭及び内容	<h3>自動車の修理等の費用</h3> <ul style="list-style-type: none">リース車両の保守、点検、整備、修理に要する費用のうち、①リース料等に含まれる当社が定める頻度・内容のメンテナンス（指定メンテナンス）の対象外となるもの（お客様の故意・過失に起因する修理等の費用、お客様が当社又は担当特約店等の了解を得ず、他の整備工場等で独自に行った修理等の費用、津波・地震その他の天災地変等不可抗力による損害の修理等に要する費用等）、②当社が当社指定の損害保険会社との間で当社を被保険者として契約する自動車保険によって填補されない費用（補償限度額を超える費用、及び1事故あたり5万円の免責金額に相当する費用などを含みますが、これに限られません）はお客様の負担とします。 <h3>盗難・全損の場合の費用</h3> <ul style="list-style-type: none">リース車両の盗難や全損事故があった場合は、規定損害金を当社にお支払いいただきます。なお、自動車保険で保険金が支払われる場合にはお客様の負担はありません。

- ・規定損害金につきましては、SUBARU サブスクリプション利用規約をご参照ください。

中途解約する場合の解約金

- ・リース車両の使用者変更登録日以降に解約した場合、中途解約金を当社にお支払いいただきます。中途解約金額は下記ページをご覧ください。

中途解約基準 (<https://ec.subaru.jp/subscription/guide/>)

リース期間満了時の清算金

- ・リース期間満了時に、お客様が当社に返還したリース車両の実走行キロ数がリース契約で定める走行距離制限（1,500 キロ／1 か月）を超過した場合、1 キロ当たり 22 円（税込）の精算金をお支払いいただきます。
- ・お客様が当社に返還したリース車両は、一般財団法人日本自動車査定協会による査定又はその他公正な方法による評価をするものとし、当該評価の結果により、原状回復のために発生した費用はお客様の負担とします。

商品に品質等の不具合があった場合

- ・リース車両の納車後、リース車両の品質等が、リース契約の内容に適合していなかった場合は、お客様が自動車の製造会社または担当特約店に対し、リース車両の保証書または指定メンテナンス条件に従い、直接修補等の履行をご請求いただきます。

以上
2021.03